

令和7年 第1回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年 1月28日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 橋口 昌央	3番 上野 光正	5番 松井 正一郎
6番 永友 薫	7番 坂元 洋子	会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋	2番 久保田 伸博	3番 山本 浩司
5番 小原 拓也	6番 赤澤 克俊	7番 坂本 幸
8番 加藤 重利		

4. 欠席委員 農業委員 1名
2番 幸妻 正浩

5. 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 議事録署名委員及び会議書記の指名 |
| 第2 | 会期の決定(別記のとおり) |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 議案第1号 農地移動適正化あっせん事業について |
| 第5 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第6 | 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第7 | 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について |
| 第8 | 議案第5号 令和7年度高鍋町農作業料金(参考)の承認について |

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。

会議の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

それでは、ただいまから、令和7年第1回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は7名が出席です。

なお、欠席の2番幸妻正浩委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番橋口昌央委員、3番上野光正委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日1月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

〔事務局〕

はい、事務局でございます。2ページを御覧ください。

6日に「仕事始め式」が行われております。

14日に「西都児湯管内市町村農業委員会事務局長会議」がありまして、本日の議案、最後のページに関連がありますけど、農作業料金等の協議を行いました。

15日に「農地売買等事業担当者等説明会」がWebで開催されております。

21日に「地域計画に係る農業政策課との協議（第9回目）」を行っております。

同じく21日に「みやざき農業委員会女性ネットワーク創立25周年の集い」が開催されております。

23日から24日まで「西都児湯管内農業委員会会長・事務局長県外視察研修」で、鹿児島へ行かせていただきました。

29日、明日になりますけど「高鍋町議会臨時会」が開催されます。

1月の総会関係ですけども、21日に現地調査を行いまして、本日28日が総会となっております。

なお、総会終了後には引き続き「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2月の業務計画です。

17日に「市町村農業委員会事務局長会議」が開催されます。

総会関係につきましては、20日が現地調査で、28日が総会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申しあげます。

12月26日の、農業委員会総会の承認分です。

農地法第4条、〇〇〇〇さんの賃貸駐車場（露天）、〇〇〇〇さんの賃貸駐車場（露天）の件は、1月20日付で許可となっております。

続きまして、農地法第5条です。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの駐車場（露天）の件、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの貸家敷地の拡張の件、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの一般個人住宅の件、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの一般住宅建築の件、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの一般個人住宅建築の件は、1月20日付で許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3の届出」につきましては、

1番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 395㎡ ほか9筆 計11, 715㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

相続による所有権移転の1件となっております。以上です。

5ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による通知について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか1筆

貸付人 〇〇〇〇

借受人 橋口 昌央

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田

貸付人 〇〇〇〇

借受人 橋口 昌央

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか1筆

貸付人 〇〇〇〇

借受人 橋口 昌央

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか2筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 橋口 昌央

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

以上です。

9 ページをお開きください。

「農地移動適正化あっせん事業取下げ願について」です。

1 番 申出者 〇〇〇〇
農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
畑 2, 9 4 1 m² ほか2筆

令和6年第10回高鍋町農業委員会総会において、赤澤克俊推進委員及び宮越美秋推進委員が、あっせん委員に指名された売渡し申し出について、令和7年1月17日付で取下げ願が提出されました。

理由につきましては、買い手と借り手のめどがついて、双方が整ったということで、取下げをしたい旨の申し出がありました。以上です。

〔議長〕

ただいまの報告、2ページから9ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第1号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい、10ページをお開きください。

議案第1号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和7年1月15日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 5, 443㎡の内4, 200㎡ ほか2筆

2番 令和7年1月15日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 6, 370㎡ ほか4筆

3番 令和7年1月20日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 806㎡

申し出のそれぞれの地図について、11ページから21ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番の案件につきましては、農地の所在が、別々の推進委員の担当区域となることから、順番委員ではなく担当委員を2名、指名いたします。

1番	貸渡し申し出	担当委員	5番	小原 拓也	推進委員
		担当委員	6番	赤澤 克俊	推進委員

2番の案件以降は、通常どおりの指名といたします。

2番	売渡し申し出	担当委員	6番	赤澤 克俊	推進委員
		順番委員	2番	久保田伸博	推進委員

3番	貸渡し申し出	担当委員	1番	宮越 美秋	推進委員
		順番委員	3番	山本 浩司	推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、22ページをお開きください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番 その他の使用収益権

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 308 m² ほかに1筆 計10, 308 m²

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。8番、坂本です。

現地調査と関連がありますので、2番委員の代理として、私がこの場から説明させていただきます。

先月の総会で、〇〇の〇〇〇〇さんの農地を、県振興公社の特例事業で買入した農地について、〇〇の〇〇〇〇さんとの貸借契約です。

農地中間管理機構が行う、農地売買事業の分割払いタイプを使われるため、農地法第3条、使用収益権を設定する必要がありますので、今回のかたちでの申請になります。

場所は、〇〇で25ページを御覧ください。

その中に、〇〇工場がありますが、その西側の辺りになります。

期間は5年間です。

〇〇〇〇さんは、〇〇地区において甘藷を栽培されており、今回の申請は、経営規模拡大のためです。以上で説明を終わります。

それでは、推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい、なんら付け加えることはありません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、26ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 660㎡ ほか1筆 計1,368㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。それでは、御説明いたします。

中身につきましては、ただいま 22 ページの説明があったとおりであります。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地法第 3 条第 1 項による所有権移転ということでございます。

〇〇〇〇さんは、御高齢により土地を手放したいということ、〇〇〇〇さんは、規模拡大をするということでございます。

場所は、29 ページを開けていただきますと、〇〇のすぐ東側、真横になります。

資料の左側の****番*、ここは、この筆を含むこの辺り一帯を、畦を取って一面に飼料が植えてありました。

また、右側の****番*は、耕運が済んでおりました。

値段は、2 筆合わせて 1, 368 ㎡で〇〇〇〇円ということで、10 a 当たり直しますと〇〇〇〇円になります。

譲受人の〇〇〇〇さんは、米と甘藷栽培を主に行われておりまして、〇〇もされている方です。以上、説明を終わります。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。上野委員の説明に、なんら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、30 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると

考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 450㎡ ほか1筆 計4, 882㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番、説明します。

この件は、譲渡人の〇〇〇〇さんが病に伏せ、代理人の奥様、〇〇〇〇さん農地のあっせんを、当委員会に令和5年10月に出され、今回、譲受人になります〇〇〇〇さんが務められます、〇〇〇〇が管理してきた案件です。

今回、あっせんを出されていた奥様の〇〇〇〇さんが亡くなられたことで、

〇〇に住む息子さんが、〇〇〇〇さんに直接、売買を持ちかけたところの、譲受人の〇〇〇〇さんへの所有権移転の申請です。

1月21日に、農業委員・農地利用最適化推進委員立ち会いの下、事務局と現地調査してきました。

資料33ページを御覧ください。

右上から右下に伸びますが、県道〇〇線であります。右下方向に行きますと、〇〇になります。

申請地は、〇〇から〇〇に戻ること200mあまり、西側に150mほど入った道路下になります、〇〇****番*、1, 450㎡、****番*、3, 432㎡の2筆です。

2筆はいずれも畑で、1枚に整備されております。

2筆で合計4, 882㎡、金額は延べで〇〇〇〇円、10aあたりは〇〇〇〇円となっております。

2筆ともきれいに、耕されておりました。

譲受人、〇〇〇〇さんの息子さんに、電話にて直接確認しましたところ、価格が安いようですが大丈夫ですか。あっせんに出していただければ、少なくとも今回の価格よりは、高い取引があるかもしれません。と声かけましたところ、これまで〇〇〇〇さんに耕作していただいていた経緯もあり、この金額で進めたいという本人の意思もありましたので、この旨を伝えておきたいと思います。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい、7番。

ただいまの橋口委員の説明は、素晴らしかったです。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の〇〇です。

値段がちょっと安いですが、〇〇〇〇さんが、いくらでもいいから買ってください。ということだったらしいです。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、34ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[5番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5番]

今の34ページの説明は、〇〇〇〇が管理するという解釈をしていいのでしょうか。

[1番]

違います。〇〇〇〇さん本人が、管理するということです。

[5番]

分かりました。

[議長]

そのほか、何かありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。35ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* ほか1筆

登記地目 田 現況 宅地 合計面積133㎡

賃貸借権の設定です。

貸渡人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、自動車修理工場です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、賃貸借の転用の申請です。

現地は、37ページを見てください。

〇〇線沿いの、〇〇の道路を挟んだ南側向かいにあります。

転用の目的は、無断転用の是正です。

無断転用に至った経緯について、申請地は、令和5年に〇〇〇〇さんが、亡き叔父、〇〇〇〇さんから相続したもので、現在、自動車修理工場の敷地の一部として利用されています。

申請地に隣接する、38ページから39ページを見ていただくように、**番*の土地及び土地上の建物、工場は、〇〇〇〇氏の所有です。

当該建物は、昭和52年に〇〇〇〇氏が建築し、現在の〇〇〇〇さんが、平成25年頃に工場を引き継ぎました。

申請地は、申請地前面の道路が開通した際、残地となったものです。そこで〇〇〇〇さんは、申請地を〇〇〇〇さんに賃貸しました。

〇〇〇〇さんが、工場を引き継いだ際に、合わせて申請地の賃貸借も引き継ぎ現在に至ります。

今回、別件の農地転用の手続きを進める中で、事前に許可を得なければならないことを知りました。誠に申し訳なく、今後、十分注意を払って処理していきます。と始末書が添付されていました。

資金については、転用済みのため、新たな資金はありません。

申請地周囲の状況について、北側は県道、南側は水路、東側は畑、西側は水路です。

南側、西側の水路は、小丸川土地改良区の管理であり、水路外側から50cm空けてあることを確認しました。

被害防除について、雨水は地下浸透及び宅地内の側溝を経て、都市下水へ放流します。

生活排水について、自動車修理工場内のトイレ手洗い場は、汲み取り式であり、洗車の際の排水は油水分離槽で処理し、都市下水へ放流します。

申請地は、アスファルト舗装及び砂利敷きのため、隣接地への土砂の流出はありません。

万一問題が発生した際は、責任を持って対処し、迷惑のかからぬようにいたします。以上、説明を終わります。審議よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、第2種農地と判断します。

坂元委員の説明のとおり、申請地は、自動車修理工場として利用されており、今回、是正をするため申請をされております。

36ページから38ページに、申請地の位置を示しております。

38ページを見てください。

申請地である農地は、太い線で囲んでおります。

隣接する宅地****番*と、字が小さいですけど****番*、この4筆で自動車修理工場を〇〇〇〇さんがされております。

****番*ですけれども、38ページでは地目が田と書いてあります。こちらは昭和51年に〇〇〇〇さんが、修理工場で5条の申請をされて許可が出ている土地になりますので、問題はありません。

また、この申請地と南側に接している、地番のない土地があるのですが、こちらは、小丸川土地改良区が管理していることを確認しており、水路の外側から50cm空けるということを協議されております。そこはきれいに片付けされておりますので、そちらも問題がないかと思います。

雨水排水処理、土砂流出防止策につきましては、坂元委員の説明のとおりです。説明は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。35ページにお戻りください。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目・現況 畑 6 8 6 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、建売住宅建築 2 棟です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。現地調査との関連がありますので、2 番委員の代理として、私がこの場から説明させていただきます。

それでは説明します。

譲渡人の〇〇〇〇さんから、譲受人の〇〇〇〇さんへの有償移転です。

4 1 ページを御覧ください。

縦にして見てください。左側に 1 0 号線があります。真ん中ほどに〇〇があり、そこから東へ約 2 0 0 m 行ったところが申請地です。

4 4 ページを御覧ください。

その場所に、2 棟の建売住宅を建築するとのことです。

申請地周辺は、南側は町道で北、東、西側は宅地です。

被害防除対策は、雨水は前面道路南側の町道側溝へ放流する。

生活排水は、浄化槽に接続処理し、前面道路南側の側溝へ放流します。

前面道路南側の町道側溝へ放流することにより、農業用水を横断する部分については、〇〇水利組合及び小丸川土地改良区と協議済みとのことです。

申請地の周囲は、コンクリートブロック等で区画し、隣接地への土砂の流出を防止する。

万一問題が生じた際は、当方にて責任を持って対処し、迷惑のかからないようにするとのことです。

費用は、土地代〇〇〇〇円、建物代〇〇〇〇円、その他〇〇〇〇円、計〇〇〇〇円です。

すべて全額、自己資金でされるということです。資金証明が付いておりま

す。御審議をお願いします。

事務局から、御説明をお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で、用途区域が第2種低層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

建設業、不動産業を営んでいる譲受人が、建売住宅を行うため、今回の申請をされております。

申請地につきまして、40ページから42ページの図に示しております。

43ページは、申請地の東側の地区外と書いているところの公図になります。

44ページが土地利用計画図です。

南側と北側と、区画を分けて住宅を建築されます。

先ほど、坂本委員の説明の中にもありましたけれども、道路側溝への放流につきまして、45ページに排出先の水路の図面を付けております。

このようなかたちで農業用水路を横断し、町の側溝へ排出するという事です。

こちらの農業用水路の横断につきましては、小丸川土地改良区と協議済みで、申請書に多目的使用許可書というものが添付されておりますので、協議がしっかり終わっているのを確認しております。

資金につきましても、自己資金ということで会社の残高証明書が添付されており、問題がないと判断しております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 7、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1 番から 6 番まで 6 件の案件につきましては、受け人が、久保田伸博推進委員本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、久保田伸博推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

久保田伸博推進委員は、退室をお願いします。

【久保田伸博推進委員 退室】

1 番から 6 番まで 6 件の案件について、順次、説明を行った後に一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。46 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 895 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 久保田 伸博

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

3 番。

[3番]

はい。今から6件、続けて説明させていただきます。

まず46ページの1番ですが、〇〇〇〇さんから久保田伸博さんへの、農地中間管理機構を通しての利用権設定です。

申請地は、国道10号線、〇〇と〇〇の間の道を、約250mぐらい東へ行ったところです。

真四角の水田でした。

現地は飼料稲を刈った後、耕運がされておりました。

中間管理による賃貸借期間は、今年の3月1日から令和12年2月28日までの5か年間で、賃料は10a当たり〇〇〇〇円ということでございます。説明を終わります。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**

田 743m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 久保田 伸博

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、46ページの2番です。

〇〇〇〇さんから久保田伸博さんへの、中間管理機構を通しての利用権設定となっております。

申請地は、〇〇がありますが、東へ250m行った場所にあります。

長方形の水田です。

現地は、飼料稲を刈った後が耕運されておりました。

中間管理による賃貸借期間は5か年間ということで、賃料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 395㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 久保田 伸博

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、説明いたします。

46ページの3番ですが、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、中間管理機構を通しての利用権設定です。

申請地は、先ほど説明しましたが、〇〇〇〇さんの土地のすぐ南側にありまして、〇〇と〇〇の間の道を、約250m進んだ五角形の水田となっております。

現地は、飼料稲を刈った後に耕運されておりました。

賃貸借期間は5か年間ということで、賃料は10a当たり〇〇〇〇円となっております。以上で説明を終わります。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか4筆 計3, 889 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 久保田 伸博

担当委員より御説明お願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい。次に、47ページの4番ですが、〇〇〇〇さんから久保田伸博さんへの、農地中間管理機構を通しての利用権設定であります。

申請地は5筆ありますが、〇〇を中心に、東側の〇〇が3筆で、西側の〇〇が2筆となっております。

現地は稲を刈った後、耕運されておりました。

中間管理による賃貸借期間は5か年間ということで、賃料は10a 当たり〇〇〇〇円です。よろしくお願いします。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか5筆 計3, 753 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 久保田 伸博

担当委員より御説明お願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい、説明させていただきます。

47 ページから 48 ページにかけての 5 番ですが、〇〇〇〇さんから久保田伸博さんへの、農地中間管理機構を通しての利用権設定となっております。

申請地は 6 筆ありますが、〇〇を中心にして、〇〇が 1 筆、〇〇が 2 筆、〇〇が 3 筆ということで 6 筆です。

現在は、稲を刈った後、耕運されておりました。

中間管理による賃貸借期間は 5 か年間ということで、賃料は 10 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番	農地の所在	大字〇〇字〇〇****番
	田	ほか 3 筆 計 3, 356 m ²
	渡し人	〇〇〇〇
	受け人	久保田 伸博

担当委員より御説明お願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい、48 ページの 6 番です。最後になります。

〇〇〇〇さんから久保田伸博さんへの、農地中間管理機構を通しての利用権設定です。

申請地は、4筆あります。

国道10号線沿いにある〇〇から、東に約100mぐらい入った〇〇に3筆、〇〇に1筆です。

いずれも形状は長方形で、現地は稲を刈った後、耕運がされておりました。

中間管理による賃貸借期間は5年間ということで、賃料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

〔議長〕

事務局、担当委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から6番まで6件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から6番まで6件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、1番から6番まで6件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

久保田伸博推進委員は、席へお戻りください。

【久保田伸博推進委員 入室】

それでは、次の7番から11番まで5件の案件につきましては、受け人が、橋口昌央委員が代表である法人の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央委員 退室】

7番から11番まで5件の案件について、順次、説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に一括して採決することといたします。

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 計3,027㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから橋口さんの設立した、〇〇〇〇への使用貸借契約です。

これまで、橋口さん個人との間で、農地中間の貸借契約がされておりましたが、法人へと契約を結び直すものです。

申請地は、10号線沿いの〇〇を〇〇方面へ進み、真っ直ぐ行きますと五差路があります。そこを〇〇の方向へ右折して、すぐ右側の農地が****番*で、東隣が****番*になります。

現地を確認したところ、きれいに耕運してありました。

期間は10年で、賃料は10a当たり粍〇〇kgとのことです。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 1, 6 3 3 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇との賃貸借契約です。

こちら橋口さん個人から、法人へと契約を結び直すものです。

申請地は、先ほどの〇〇〇〇さんの農地の東隣の農地です。

現地を確認したところ、きれいに耕運してありました。

期間は10年で、賃料は10a 当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 ほか1筆 計1, 2 8 3 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇との賃貸借契約です。

こちら橋口さん個人から、法人へと契約を結び直すものです。

申請地は、〇〇を 10 号線へ向かって進みますと、小さな橋があるのですが、その橋を渡って直進しましたら右手に民家があります。その裏手の農地になります。

現地を確認したところ、****番*と****番の農地は、1 枚にされており、間に 1 つ農地を挟むようなかたちなのですが、1 枚になっていました。

その 1 枚の農地は、きれいに耕運されている状態でした。

期間は 5 年で、賃料は 10 a 当たり白米〇〇 k g のことです。以上です。

[議長]

10 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、50 ページになります。

10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか 2 筆 計 3, 515 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇との賃貸借契約です。

こちら橋口さん個人から、法人へと契約を結び直すものです。

申請地は、先ほど説明した、〇〇〇〇さんの農地に挟まれている間の 1 枚と、そこから〇〇方面へ戻り、橋を渡って左折して 1 つ目の農地が 1 筆です。

もう 1 筆は、〇〇の方に〇〇があるのですが、その倉庫の 20 m ほど北側の農地です。

現地を確認したところ、きれいに耕運されていました。

期間は 5 年で、賃料は 10 a 当たり 〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

11 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**

田 ほか 5 筆 計 11,723 m²

渡し人 橋口 昌央

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

橋口さん本人所有の農地を、法人へ使用貸借するものです。

申請地は、〇〇の五差路を〇〇方面へ坂を上って行き、道なりに進むと、上り切った左側に〇〇跡地があるのですが、その裏側に 1 筆、そこが****番です。

五差路を〇〇方面へ進んで、右手の１つ目の入口を右折して右側に１筆、****番*、その西隣に****番が１筆。

****番*の北側の１つ農地を挟んで、****番*があります。

五差路から〇〇方面へ進んで、小さな橋を渡ってすぐ左側に****番**が１筆。

その先に左側に民家があるのですが、その民家を過ぎてすぐ左折して１つ目の十字路を左折、１５０ｍほど進んだ右側に****番*が１筆あります。

現地を確認したところ、きれいに耕運してありました。

期間は１０年で、賃料は発生しません。以上です。

〔議長〕

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

７番から１１番まで５件の案件について、一括して採決することといたします。

７番から１１番まで５件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、７番から１１番まで５件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

橋口昌央委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央委員 入室】

それでは、次の１２番から１３番まで２件の案件について、順次、説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に一括して採決することといたします。

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか6筆 計6, 476 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による利用権設定です。

〇〇〇〇さんは水稻、キャベツ、白菜などを生産される認定農業者です。

場所は、〇〇と〇〇です。

〇〇****番から****番の5筆は、県道〇〇線の〇〇の南裏の農道を、東方向へ約100m進んだところにかたまっております。

〇〇の****番**と****番***は、県道〇〇線の〇〇がある交差点を、〇〇の方向へ約250m進みます。集落の十字路を左手に進むと、一軒家があります。その東側に****番***があります。

****番**は、十字路の右側の集落の隣にあります。

いずれもきれいに耕運されておりました。

賃料は10a当たり粃〇〇kgで、合計〇〇kgとなります。

期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

1 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 ほか7筆 計5, 196 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、中間管理機構を使つての利用権貸借でございます。

未相続農地になっております。代表は、〇〇〇〇さんになっております。〇〇〇〇さんの奥さんです。

申請地は、〇〇地区の県道の信号の交差点を〇〇方面、〇〇地区方面の方に50mほど上がって左に農道があるのですが、それを下って50mほど行くと、資料の2番目になるのですが、〇〇の***番*の農地がございます。

また、一反挟んでその横に、一番最初の〇〇***番がございます。

2筆とも、きれいに耕運がされていました。

資料の次の52ページなるのですが、〇〇の***番から一番最後の〇〇の***番*は、〇〇の県道を上がる道の反対側、東側の方なのですが、同じように農道を下る道がございます。そこを150mほど東の方に行くと、***番からずっと重なっております。

その6筆とも、きれいに耕運されてました。

付け加えると***番は、951 m²あって約1反ぐらいあるのですが、その***番*と***番*、***番*までは1枚になっていて、だいたい1反、10a当たりぐらいになるかと思います。

それと、***番*と***番*が、1枚になっていたような状況でした。

〇〇〇〇さんは、水稻を中心に白菜、キャベツなどを栽培される認定農業者でございます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり玄米で〇〇kgだそうです。以上です。

〔議長〕

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

12番から13番まで2件の案件について、一括して採決することといたします。

12番から13番まで2件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、12番から13番まで2件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第5号「令和7年度高鍋町農作業料金（参考）の承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい、53ページをお開きください。

議案第5号「令和7年度高鍋町農作業料金（参考）の承認について」です。

この件につきましては、農地法第52条に基づき、情報提供を行うものです。

本案は、1月14日に開催されました、西都児湯管内市町村農業委員会事務局長会議において、協議された結果を基に作成しております。

令和6年度からの変更点といたしましては、一般作業につきまして、下から4行目になりますが、最低賃金の改定に伴い、昨年より金額が上がっておりま

す。

それ以外につきまして、変更はありません。

この作業料金は、あくまでも参考であり、圃場の状況等により、当事者間の話し合いで決定すること。

時間賃金は、最低賃金法に基づく金額をわかるように表示して、公表することといたしております。

来月のお知らせ配布のときに、全戸配布を予定しております。以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[3 番]

はい。

[議長]

はい、どうぞ。

[3 番]

これは、油代は込みですか。

[事務局]

全部込みです。

[5 番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5番]

去年と一緒にというのは、話し合いとしては、ちょっとおかしいと思います。

[事務局]

単価が、ということですか。

一応、基になっているのが、尾鈴公社と都城、三股で、尾鈴公社に公表前に全部データをもらっています。

そこも上げないというところで、児湯管内での一応の参考としての目安なので、変更しないということで、事務局長会の中では話をまとめております。

あくまでもここに書いてあるように参考なので、燃料代が高いので高くするのは自由です。

あくまでも目安としての提示、ということになっておりますのでご了解ください。

最低賃金を割るのだけは、気を付けておかないと監督署とかが来ますので、注意しといてください。以上です。

[議長]

そのほか、何かありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和7年第1回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時06分)